

今治市

介護予防・日常生活支援総合事業費

算定構造

令和 7 年 4 月

サービス種類コード	サービス種類名	内容
A2	訪問型サービス費(独自)	平成 27 年 4 月 1 日以降に指定、又はみなし指定更新を受けた事業者が請求するサービス種類
A3	生活支援型訪問サービス費 (独自／定率)	生活援助を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を図るサービス種類
A6	通所型サービス費(独自)	平成 27 年 4 月 1 日以降に指定、又はみなし指定更新を受けた事業者が請求するサービス種類
A7	通所型サービス費 (独自／定率)	平成 27 年 4 月 1 日以降に指定、又はみなし指定更新を受けた事業者が請求するサービス種類
A7	ミニデイ型通所サービス費 (独自／定率)	利用者同士の交流を図ること等により心身機能の活性化を図るサービス種類
A7	機能向上型通所サービス費 (独自／定率)	生活機能を改善するために運動機能向上プログラムを提供するサービス種類
AF	介護予防ケアマネジメント費	要支援者等が状況にあった適切なサービスを利用できるよう必要な援助を行うサービス種類

A2 訪問型サービス(独自)算定構造表

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)							
(1) 1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 1月につき1,176単位 1日につき39単位			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90 ／100			
(2) 1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 1月につき2,349単位 1日につき77単位			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85 ／100			
(3) 1週に3回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 1月につき3,727単位 1日につき123単位			正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)			
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)							
(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	事業対象者・要支援1・2 1回につき287単位	－1 ／100	－1 ／100		＋15 ／100	＋10 ／100	＋5 ／100
(2) 生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	事業対象者・要支援1・2 1回につき179単位						
(2) 生活援助が中心である場合 (二)所要時間45分以上の場合	事業対象者・要支援1・2 1回につき220単位						
(3) 短時間の身体介護が中心である場合	事業対象者・要支援1・2 1回につき163単位						
ハ 初回加算 (1月につき＋200単位)							
ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき＋100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき＋200単位)						
ホ 口腔連携強化加算 (1回につき＋50単位 (1月に1回を限度))							
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき＋所定単位×245／1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計					
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき＋所定単位×224／1000)						
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき＋所定単位×182／1000)						
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき＋所定単位×145／1000)						

 ：支給限度額管理の対象の算定項目

 ：「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

A3 生活支援型訪問サービス算定構造表

基本部分		
生活支援型訪問サービスⅠ (週1回程度)	10分以上30分未満	事業対象者・要支援1・2 (1回につき202単位 1月の中で全部で4回まで)
		事業対象者・要支援1・2 (1月につき884単位 1月の中で全部で5回以上)
	30分以上45分未満	事業対象者・要支援1・2 (1回につき217単位 1月の中で全部で4回まで)
		事業対象者・要支援1・2 (1月につき951単位 1月の中で全部で5回以上)
生活支援型訪問サービスⅡ (週2回程度)	10分以上30分未満	事業対象者・要支援1・2 (1回につき205単位 1月の中で全部で8回まで)
		事業対象者・要支援1・2 (1月につき1,767単位 1月の中で全部で9回以上)
	30分以上45分未満	事業対象者・要支援1・2 (1回につき220単位 1月の中で全部で8回まで)
		事業対象者・要支援1・2 (1月につき1,900単位 1月の中で全部で9回以上)
チ 初回加算 (1月につき+200単位)		

A6 通所型サービス(独自)算定構造表

基本部分		注 利用者が定超場 合	注 又は 看護・介護職員 数が基準に満た ない場合	注 高齢者虐待防 止措置未実施 減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算	注 事業所と同一 建物に居住する 者又は同一建物 から利用する者 に通所型サービス を行う場合	注 事業所が送迎を 行わない場合
イ 通所型サービス費(独自) 1週当たりの標準的な回数を定める 場合(1月につき)	事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798 単位、1日につき 55 単位) 事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621 単位、1日につき 113 単位)	×70 ／100	×70 ／100	－1 ／100	－1 ／100	＋5 ／100	－376単位 (1月につき)	－47 単位 (片道 につき)
ロ 通所型サービス費(独自) 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	事業対象者・要支援1 (1回につき 436 単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場 合 事業対象者・要支援2 (1回につき 447 単位) ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場 合						－752単位 (1月につき)	
ハ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100 単位を加算)								
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (1月につき 240 単位を加算)								
ホ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50 単位を加算)								
ヘ 栄養改善加算 (1月につき 200 単位を加算)								
ト 口腔機能向上 加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150 単位を加算)						
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160 単位を加算)						
チ 一体的サービス提供加算 (1月につき 480 単位を加算)								
リ サービス提供体制 強化加算	(1)サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 88 単位を加算)						
		事業対象者・要支援2 (1月につき 176 単位を加算)						
	(2)サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 72 単位を加算)						
		事業対象者・要支援2 (1月につき 144 単位を加算)						
	(3)サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 24 単位を加算)						
		事業対象者・要支援2 (1月につき 48 単位を加算)						
ス 生活機能向上連携 加算	(1)生活機能向上連携 加算(Ⅰ)	(1月につき+100単位(3月に1回 を限度))						
	(2)生活機能向上連携 加算(Ⅱ)	(1月につき200単位を加算)						
ル 口腔・栄養スクリー ニング加算	(1)口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20 単位を加算) (6月に1回を限度)						
	(2)口腔・栄養スクリー ニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5 単位を加算) (6月に1回を限度)						
ヲ 科学的介護推進体制加算 1月につき 40 単位を加算								
ワ 介護職員処遇改善 加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき+所定単位×92／1000)							
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき+所定単位×90／1000)							
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき+所定単位×80／1000)							
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき+所定単位×64／1000)							
		注 所定単位 は、イからヲ までにより算 定した単位 数の合計						

：支給限度額管理の対象の算定項目

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びびまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月について376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

A7 ミニデイ型通所サービス算定構造表

基本部分		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	事業所と同一建物に居住する者又は同一の建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
ミニデイ型通所サービス(Ⅰ) (週1回程度)	事業対象者・要支援1 (1回につき 327 単位 1月の中で全部で4回まで)	×70／100	－71単位
	事業対象者・要支援1 (1月につき 1,635 単位 1月の中で全部で5回以上)		－353単位
ミニデイ型通所サービス(Ⅱ) (週2回程度)	事業対象者・要支援2 (1回につき 335 単位 1月の中で全部で8回まで)		－71単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき 3,015 単位 1月の中で全部で9回以上)		－635単位

A7 機能向上型通所サービス算定構造表

基本部分		注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	事業所と同一建物に居住する者又は同一の建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
機能向上型通所サービス(Ⅰ) (週1回程度)	事業対象者・要支援1 (1回につき 231 単位 1月の中で全部で4回まで)	×70／100	－50単位
	事業対象者・要支援1 (1月につき 1,155 単位 1月の中で全部で5回以上)		－249単位
機能向上型通所サービス(Ⅱ) (週2回程度)	事業対象者・要支援2 (1回につき 237 単位 1月の中で全部で8回まで)		－50単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき 2,133 単位 1月の中で全部で9回以上)		－449単位

AF 介護予防ケアマネジメント算定構造表

対象者は、事業対象者・要支援者1・2・要介護1・2・3・4・5とする。

基本部分	注	注
	高齢者虐待防止 措置未実施減算	業務継続計画 未策定減算
イ 介護予防ケアマネジメント A(1月につき 442 単位)	－1／100	－1／100
ロ 初回加算 (＋300 単位)		
ハ 委託連携加算 (＋300 単位)		
ニ 介護予防ケアマネジメントC(1月につき 202 単位)		